

成年者を虐待、世話・介護の放棄、セルフネグレクト（自己放任）から保護する

ブリティッシュコロンビア州の成年者の自己決定を支援する

成年者が虐待、世話・介護の放棄を受けている場合、果たして介入すべきか、またはいつ介入すべきか、判断が難しいことがあります。本人が自分のことを一人で何とかできると周りの人は思い込んでいますが、これは必ずしも本当だとは限らないことは周知の事実です。身体の拘束、障害、病気、重い疾患、怪我、意思決定に影響する疾患などのいずれかが原因で、必要とする支援を求めることができない場合があります。

成年後見法（AGA）第3部—虐待やセルフネグレクトを受けている成年者に対する支援と援助は、そのような状況に対処します。対処の具体例は下記のとおりです。

- 成年者に対する虐待、世話・介護の放棄、セルフネグレクトの意味を明らかにし、対処の指針となる原則を作成する
- 支援と援助の提供を促進する
- 必要な場合自力で援助を求められない人を対象とした、秩序立った介入のための法的ツールを提供する
- コミュニティ対応ネットワーク（CRN）と呼ばれるコミュニティ内のリソースと協働で組織的な対応策を作成できる

AGAに規定されている虐待、世話・介護の放棄、セルフネグレクトとはどのようなものですか？

虐待とは身体、精神、情緒に危害を及ぼす、または成年者の財務的事柄に損害もしくは損失を引き起こす故意による不当な扱いです。虐待の種類には以下があります。

- 脅迫
- 屈辱
- 身体的暴行
- 性的暴行
- 過剰投薬
- 必要な薬剤を投与しない
- 郵便物の検閲
- プライバシーの侵害または無視
- 面会交流拒絶

世話・介護の放棄とは必要な介護、援助、相談、配慮を怠ることで、それらを怠ると、短時間のうちに深刻な身体、精神、情緒に危害を及ぼす、または成年者の財務的事柄

に損害もしくは損失を引き起こす、もしくは引き起こす可能性のある原因となるものです。

セルフネグレクト（自己放任）とは自分自身の世話を怠ることで、それを怠ると、短時間のうちに深刻な身体、精神、情緒に危害を及ぼす、または成年者の財務的事柄に損害もしくは損失を引き起こす、もしくは引き起こす可能性のある原因となるものです。

この中には次が含まれます。

- 著しく不衛生な状態の中で暮らしている
- 未治療の病気、疾患、怪我を患っている
- 栄養失調を患っている。それが原因でおそらく本人の身体的または精神的な健康状態を著しく損い、本人もしくは他人に深刻な身体的な危害を及ぼすまたは財産に深刻な損害もしくは損失を引き起こす原因となりうる危険な状況を作り出している。
- 病気、疾患、怪我を患っている。その結果、大きな損害または損失を引き起こす恐れのあるやり方で財務的な事柄を処理している。

AGAは公共の場、本人の自宅、介護施設、もしくはこれ以外の場所で発生した（ただし矯正施設を除く）虐待、世話・介護の放棄、セルフネグレクトに適用されます。

成年後見法（AGA）に基づいた介入の指針となる原則は何ですか？

- 成年者は自分の希望通りに生きる権利と、自分に関する様々な事柄についての意思決定ができる間は、支援、援助、保護を受けるか受けないかを定める権利があります。
- 成年者は、自分自身の身の回りの世話や財政的な事柄に対処できなくなったとき、最も効果的で最も制約や押しつけがましさを少ない形で支援、援助、保護を受ける権利があります。
- 裁判所は財産管理人・身上監護人の選任を求められるべきではなく、また実際に選任するべきではありません。

せん。ただし支援や援助の提供などの代替手段をすでに試みたり、慎重に検討した場合は除きます。

- 意思決定が全くできないことが証明されるまで、各成年者は自分の身の回りの世話、医療ケア、財政的事柄に関する意思決定ができるものと見なされません。
- 成年者が他人とコミュニケーションをとる方法は、意思決定能力がない断定する根拠にはなりません。

支援や援助を行えるのは誰ですか？ また法的ツールを使えるのは誰ですか？

これらの原則に従って、たとえ成年者が虐待を受けているまたはネグレクトされている境遇にいた場合でも、本人は意思決定できる場合支援の申し出を受け入れるか拒否するか決める権利があります。

この種の状況を伝え知り、本人が望む場合援助を受けられるように支援を提供したり、照会を行うAGA指定の機関をはじめ、コミュニティには多くの機関があります。

指定機関が成年者に関する通告を受けた場合、通告を受けた機関は状況を調査し、本人と直接話をする法的な責任があります。この調査等には事態を改善するためにできるだけ本人の関与を促します。

BC州の**指定機関**は下記のとおりです。

- 5つの地域保健局
- プロビデンス・ヘルスケア・ソサエティ（バンクーバーの病院内にある場合もある）
- コミュニティ・リビングBC（このサービスを受ける資格を持つ成年者を対象）

指定機関は成年者が希望しかつ必要とする種類のサポートを行うために本人と話し合います。これには友人、家族、本人の利益擁護者などからの個人的なサポートや、在宅サポート、食事サービス、日帰り介護プログラムなどのサービスもあります。多くの状況はこのような方法で対応されます。

状況が簡略な方法を用いて解決できない場合で、緊急性または危険性がある場合、そして指定機関が身体的な拘束、障害、もしくは病気、疾病、怪我、または本人の意思決定能力に影響する疾患を患っているために、本人が自力で援助を求められないのではないかという懸念がある場合、AGAでは指定機関に本人を保護するために法的なツールを用意しています。

ツールは下記のとおりです。

- 面会が拒否された場合本人に会うための法的権限
- 虐待したとされる人物を身近に来させないようにするために、短期・長期接近禁止命令
- 成年者が精神上の障害により援助を拒否する決定能力を欠くと評価された場合、本人に必要となる支援を行う「支援と援助」に関する裁判所命令

さらに指定機関は犯罪行為を警察へ通報しなければなりません。

管轄保健局の指定機関に関する詳細や電話番号は下記をご覧ください。

フレーザー保健局

1.877.REACT.08 (1.877.732.2808)
http://www.fraserhealth.ca/your_care/adult_abuse_and_neglect/getting-help

内陸部保健局

1.844.870.4754
コミュニティの直通番号は下記へ。
<https://www.interiorhealth.ca/>

北部地域保健局

1.844.465.7414

バンクーバー・コースタル保健局

プロビデンス・ヘルスケア
1.877.REACT.99 (1.877.732.2899)

直通地域コミュニティ対応番号—指定対応要員コーディネーター。

バンクーバー島保健局

南部
1.888.533.2273

中部
1.877.734.4101

北部
1.866.928.4988

コミュニティ・リビングBC (CLBC)

CLBCは、CLBCのサービスを受ける資格がある発達障害者のための指定機関です。所在地、連絡先は下記へ。
<https://www.communitylivingbc.ca/contact/local-offices/>

指定機関は状況によってPGT (Public Guardian and Trustee) と密接に協力する場合があります。

PGTは指定機関とどのように協力しますか?

PGTは、成年者の財産が危険な状態で、本人が財政的事柄の管理の意思決定ができない場合、公的後見人・受託者法の下で虐待やネグレクトの通告内容を調査するための権限を持っています。その結果PGTは、財政的な虐待、放棄、セルフネグレクトの懸念がある場合、指定機関から報告を受ける場合があります。PGTは調査を実施し、検討する選択肢を決める権限を持っています。本人が誰かに財政的な事柄と法的な事柄に関する意思決定をしてもらいたい場合で、あまり押しつけがましくない選択肢がない場合、PGTは本人の財産を守るために財政的な意思決定をする目的で財産管理人になるための手順を踏みます。

PGTは本人の友達、近所の人、心配する人から弱い立場の成年者の虐待、世話の放棄、セルフネグレクトなどの疑いについて通告を受けるときもあります。PGTはその懸念について調査することができます。しかしながら、身体的な危険または危害の懸念がある場合、PGTは状況を指定機関に照会します。PGTの役割とサービスについてはPGTのWebサイト、www.trustee.bc.ca をご覧ください。

コミュニティ対応ネットワーク (CRN) とは何ですか?

虐待やネグレクトは効果的に対処するために多くの人と組織が積み上げた経験と気配りを必要とする複雑な問題です。コミュニティ対応ネットワーク (CRN) は、成年者に対する虐待、世話の放棄、セルフネグレクトに対して協調的な対応体制作りに協力するコミュニティ内の人と組織の集まりで、下記の事柄を行います。

- 進んで手を貸してくれるコミュニティ内の人すべてを含める
- コミュニティ内の関心を高め、成年者が援助を必要とするときどのように組織や機関が対応するかについてメンバー間で手順を作成する
- 対応がどのように効果をもたらしているか追跡する
- 予防に向けて努力する

CRNのメンバーには、成年者の虐待はネグレクトを心配するコミュニティの人なら誰でもなれます。これには指定機関、警察、特殊なグループの役に立つコミュニティ組織、宗教団体、金融機関、擁護団体、関心のある市民が含まれます。

州全域に亘りコミュニティ対応ネットワーク活動があります。CRNについての詳細はwww.bccrns.caをご覧ください。コミュニティ内のCRN活動の連絡先を探すにはCRNのWebサイトの「Contact」をクリックしてください。

お問い合わせ Public Guardian and Trustee

〔公益社団法人公的後見人・受託者協会〕

Assessment and Investigation Services 〔査定および調査サービス〕

700–808 West Hastings Street
Vancouver, BC V6C 3L3

TEL **604 660 4507**
TELフリーダイヤル **1 877 511 4111**
FAX **604 660 9479**
FAXフリーダイヤル **1 855 660 9479**
EMAIL **AIS-PDS@trustee.bc.ca**

フリーダイヤル

お住まいの地域の電話番号（下記をご覧ください）をダイヤルし、Public Guardian and Trusteeへつないでくれるよう依頼してください。

バンクーバー **604 660 2421**
ビクトリア **250 387 6121**
これ以外のBC州の地域 **1 800 663 7867**
EMAIL **mail@trustee.bc.ca**
WEBSITE **www.trustee.bc.ca**

PGT業務時間 月曜～金曜 8:30 amから4:30 pm